

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

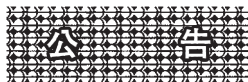
平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字追分字前谷地中島718の2、718の6、718の10、字雨池730の44・730の46・730の58（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、730の59、字南牛越736の3から736の10まで、字北牛越741の2、741の8、741の10、741の11
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域つながりネットc o . c o . r o .
- 3 代表者の氏名
小川 智恵子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字神林3477番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、子供たちなど福祉サービスを必要とする人びと及びその家族に対して、介護、予防、支援、相談・助言に関する事業を行い、地域で暮らす全ての人びとが、安心して豊かに生活ができるように、人と人をつなげて支援していく役割を担うことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぱーむばいす
- 3 代表者の氏名
池田 剛
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡木島平村大字穂高2895番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く青少年が、青少年を取り巻く人々や社会環境の中で自立した生活を営むことを目指し、青少年及び家庭に対する相談事業、学習支援、日中活動支援事業、学校・家庭・地域社会などとの調整、連携事業、青少年を取り巻く人々や社会環境における研修事業等の働きかけを行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あづみ野
- 3 代表者の氏名
渡辺 義昭
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科4932番地 西山第2ビル303・304号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている方々が安心して生活できるグループホームやケアホーム、就労継続支援B型事業所、指定相談支援事業所、生活訓練事業所の運営と、保健福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域作りを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人びすけっと
- 3 代表者の氏名
本島 多勢子
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡高森町下市田2980番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等の社会的弱者に対して、たすけあい事業やふれあい事業を通じて福祉の増進を図る活動を実施するとともに、情報化社会の発展を図る活動や自然環境の保全を図る活動を行い、情報格差に陥ることなく自然豊かな地域の中で、健やかに暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Mt.on trail club
- 3 代表者の氏名
河合 正之
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城831番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを愛する方に対して、トレイルランニングやランニングを主とするスポーツに関する事業を行い、トレイルランニング・ストローラー・トレイルライダーの普及、地域振興、健康促進に寄与し、スポーツで人生を楽しくすることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成25年度長野県庁舎電気設備定期点検業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の電気設備（特別高圧受電設備を含む。）の定期点検
 - (3) 履行期間
契約の日から平成25年12月2日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

なお、入札説明書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月16日（水）午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 実施日時
 - (1) 期日
平成26年2月16日（日）
 - (2) 時間
午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場
松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎 講堂
- 3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目

4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成26年3月までに該当する見込みの者を含みます。）

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、平成26年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成26年3月6日（木）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）

(2) 試験手数料

試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書に貼って、消印しないでください。）により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

(3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 平成25年12月9日（月）から12月13日（金）までの消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県健康福祉部医療推進課

イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 平成25年12月9日（月）から12月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 場所 長野県健康福祉部医療推進課

7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、平成26年1月9日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 合格発表

(1) 平成26年3月12日（水）午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成26年3月12日（水）午後1時30分までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手を貼っ

た宛先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県健康福祉部医療推進課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医療推進課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報とは、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医療推進課（電話 026-235-7142）

医療推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田ショッピングタウン

上田市中央5-2203-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野計器株式会社

東京都大田区東馬込1-30-4

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社	午前7時	午後10時
株式会社大創産業 ほか2者	午前10時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社	24時間	
株式会社大創産業 ほか2者	午前10時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分から 午後10時30分	24時間

- 4 変更年月日
平成25年10月3日
- 5 届出年月日
平成25年9月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年10月10日から平成26年2月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊那福島ショッピングパーク
伊那市福島221ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
掛川商事株式会社
小諸市大字和田483-8
株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条1-2-39
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

	変更前	変更後
株式会社ツルハ	午前9時	午前9時
株式会社平安堂	午前10時	
株式会社ニトリ		午前10時

- 4 変更年月日
平成25年10月13日
- 5 届出年月日

農地整備課

平成25年9月27日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年10月10日から平成26年2月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
坂城都市計画下水道 坂城町公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、坂城町建設課

生活排水課

公告

県営開田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年10月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営開田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成25年10月11日から平成25年11月11日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡木曾町役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び予定数量

ア 役務

平成26年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥処分業務委託

イ 予定数量

消化脱水汚泥 3,300トン

(2) 役務の特質

下水汚泥(消化脱水汚泥)のセメント等建設資材化による処分

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥発生場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、セメント等建設資材化による中間処理を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の許可を受けている者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年11月25日(月) 午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階101号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成25年11月22日(金) 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号 399-8205

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月21日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased:
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources

dewatered digested sludge,3,300t (planned quantity)

(2) Contract duration:

From April 1,2014 until March 31,2015

(3) Place where the service take place:

Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant

Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano

Prefecture

- (4) Contact place for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino
Constraction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture
TEL 0263-72-8880
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00P.M. November 25,2013
Place: Conference Room 101 1F Nagano Prefecture
Azumino Chosha
- (6) Time limit for the tender by post mail:
Time: 5:00P.M. November 22,2013
Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture
Azumino Constraction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano
Prefecture 399-8205

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県須坂建設事務所長 塩 入 信 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
無散水消雪施設保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
主要地方道須坂中野線 上高井郡高山村 堀之内他4か所
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づ

く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に無散水消雪施設の建設又は同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
須坂市大字須坂字中繩手1699-11
長野県須坂建設事務所 総務課
電話 026 (245) 1670

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年10月23日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月17日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年10月22日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

無散水消雪施設保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

一般県道長野停車場岡田線 長野市岡田他7か所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に無散水消雪施設の建設又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野建設事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎

長野県長野建設事務所 総務課 総務係

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月23日（水）午後1時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月16日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年10月21日（月）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

歩道橋ロードヒーティング保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

一般国道117号 長野市 青木島歩道橋他16か所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

道路管理課

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野建設事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎
長野県長野建設事務所 総務課 総務係
電話 026(234)9537
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年10月23日(水) 午後2時
イ 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月16日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年10月21日(月)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした

者を落札者として決定します。

- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県長野建設事務所長 小林 睦 夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
無散水消雪施設保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
一般県道黒姫停車場線 上水内郡信濃町 黒姫駅前
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に無散水消雪施設の建設又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野建設事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎
長野県長野建設事務所 総務課 総務係
電話 026(234)9537
- 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年10月23日(水) 午後2時30分
イ 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月16日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年10月21日(月)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県飯田建設事務所長 山 岸 勸

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの電気設備の保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期限
契約締結の日から起算して90日を経過する日
- (4) 履行場所
飯田市上飯田 松川ダム
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に高圧受電設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県飯田市追手町2丁目678
長野県飯田建設事務所 総務課
電話 0265(53)0449

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年10月24日(木) 午後2時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 505号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月18日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年10月22日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月10日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

大塚 淳一郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務及び予定数量
- ア 役務
平成26年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
- イ 予定数量
消化脱水汚泥 2,900トン
- (2) 役務の特質
下水汚泥(消化脱水汚泥)のセメント等建設資材化による処分
- (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 下水汚泥発生場所
長野市大字赤沼字申高2455
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場
長野市真島町川合1060-1
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
- (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づ

く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、セメント等建設資材化による中間処理を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の許可を受けている者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成25年11月22日(金) 午後2時30分
- イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301号会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
- ア 日時 平成25年11月22日(金) 正午(必着)
- イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年10月24日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結
この調達に係る契約は、単価契約とします。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources
dewatered digested sludge , 2,900 t (planned quantity)
- (2) Contract duration:
From April 1,2014 until March 31,2015
- (3) Place where the service take place:
Chikuma-gawa Karyu Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address:2455 Akanuma-sarutaka, Nagano-shi, Nagano Prefecture
Chikuma-gawa Jyoryu Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address:1060-1 Mashimamachi-kawai, Nagano-shi, Nagano Prefecture
- (4) Contact place for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandaoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture
TEL 026-224-3652

(5) Time and place for the tender:
Time: 2:30P.M. November 22,2013
Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office

(6) Time limit for the tender by post mail:
Time: 0:00P.M. November 22,2013
Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandaoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture 380-0917

生活排水課

正 誤

平成25年9月30日付け号外別冊「人事行政の運営等の状況の公表」中

ページ 行 (箇所)

9 表中

地公法第28条第4項により失職した者										0
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

正

地公法第28条第4項により失職した者										1
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

人事課